

報告第7号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年3月24日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

番号	専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
1	令和2年2月12日	40,066円	足立区西新井本町在住者	令和元年11月18日午後3時40分頃、自転車で走行中の区の職員が前方を走行する相手方の自転車を追い越す際に、当該職員の自転車を相手方の自転車に接触させたことにより、相手方を転倒させ、右側腹部打撲等の負傷並びに着衣及び自転車への損傷を与えた。
2	令和2年2月17日	総額104,333円（各相手方の決定額は内訳書の	足立区西新井栄町在住者Aほか1人	足立区西新井栄町一丁目8番から17番先までにおける主要区画道路②Ⅱ区間の排

		とおり)		水施設整備工事の施行に伴い、相手方所有の工作物を破損等する損害を与えた。
3	令和2年2月28日	125,810円	足立区大谷田在住者	令和元年5月24日午後5時頃、相手方が区道を歩行中、区道の舗装のはがれによるへこみが存在していたことにより、つまずき転倒し、左とう骨遠位端骨折の傷害を負わせた。
4	令和2年3月4日	1,064,316円	足立区舎人 在住者	平成27年9月14日午後1時10分頃、区立古千谷小学校の廊下において雑巾がけをしていた児童が別の児童の足につまずき、顔面を廊下に打ち付け、前歯を欠損する傷害を生じさせた。

相手方別損害賠償額決定内訳書

	相手方	決定額
1	足立区西新井栄町在住者 A	81,453 円
2	足立区西新井栄町在住者 B	22,880 円